

# 初診料加算額・再診料加算額 改定のお知らせ

厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、当院では令和4年度10月1日より初診料加算額と再診料加算額の改定を行います。

|        | 令和4年 9月まで      | 令和4年10月1日以降    |
|--------|----------------|----------------|
| 初診料加算額 | 5,500円<br>(税込) | 7,700円<br>(税込) |
| 再診料加算額 | 2,750円<br>(税込) | 3,300円<br>(税込) |



## 初診料加算額

地域の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者さんに、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。**複数科受診の場合はそれぞれに紹介状が必要となります。**

## 再診料加算額

症状が安定し、医師より地域の医療機関へ紹介する旨の説明を受けたが、当院での継続受診を希望された患者さんに対して、通常の診療費とは別に受診の度にご負担いただく費用です。

## 徴収の対象とならない方

- ・地域の医療機関の紹介状をお持ちの方（接骨院・整骨院を除く）
- ・救急車で来院された方（緊急な診療を必要とされる方）
- ・当日緊急入院された方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・特定の障害、疾病等による各種公費負担医療制度の受給対象の方
- ・当院のほかの診療科から紹介されて受診する方 など

当院を受診される際には、かかりつけ医等からの**紹介状**をお持ちください。

※子ども医療証等をお持ちの場合でも、初診料加算額または再診料加算額の費用をご負担いただきます